

【介護予防短期入所生活介護事業】

運 営 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁愛会が設置運営する特別養護老人ホーム「一関ケアサポート」（以下「事業所」という。）の短期入所専用室及び施設入所の空床を利用し、老人福祉法並びに介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、心身の状況もしくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等により、又は家庭の身体的、精神的な負担の軽減に努めると共に、居宅で生活している方の生活機能の維持・向上を積極的に図りながら、要支援・要介護状態への予防及びその重度化への予防や軽減を図ることによって、高齢者本人の生きがいや自己実現の目標達成を支援するための介護予防サービスの提供を行うことを目的とする。

(方針)

- 第2条 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、居宅で生活している利用者の心身の状況、希望（本人又は家族）、家庭環境等を踏まえ、利用者の人権や自主性を尊重しながら、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理上の世話など常に利用者の立場に立ったより質の高い介護予防サービスの提供を行うものとする。
- 2、事業所は、介護予防短期入所生活介護事業を通じて、居宅で生活している高齢者生活機能の低下やその程度に対応した生活機能の維持・向上に努めると共に、その機能の低下が軽度である早い時期からの早期発見、早期対応がより効果的であることから、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう積極的に支援するものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第3条 事業者は、介護予防短期入所生活介護事業を実施するにあたり、下記の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 管理者	1名	(兼務)
(2) 医師	1名以上	(嘱託医師／兼務)
(3) 生活相談員	1名	(兼務)
(4) 介護職員	18名以上	(兼務)
(5) 看護職員	2名以上	(兼務)
(6) 介護支援専門員	1名	(兼務)
(7) 機能訓練指導員	1名	(看護職員／兼務)
(8) 栄養士	1名	(兼務)
(9) 調理員	4名以上	(兼務)
(10) 事務職員	2名以上	(兼務)
(11) 介助員	1名以上	(兼務)

2、前項に定める者の他に、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第4条 職員は、介護予防短期入所生活介護事業を実施するため、下記の職務を行うものとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を掌握し、その維持管理及び運営にあたる他、職員を指揮監督する。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、苦情処理、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補佐及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための

訓練を行う。

- (8) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、給食の記録及び嗜好調査の実施、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務職員は、庶務、会計経理、福利厚生、関係機関との連携の業務を行う。
- (11) 介助員は、利用者の日常生活の介助及びその他の用務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護事業の利用定員は、短期入所専用室は1名とする。また、空床利用については、空床の範囲内とし、定員は定めないものとする。

第4章 利用者に対する介護予防短期入所生活介護サービス計画・内容及び利用料その他

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護予防短期入所生活介護計画の作成は、下記のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護支援専門員に介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- (2) 介護予防短期入所生活介護計画は、相当期間に亘り継続して入所することが予定される場合に、利用者の心身の状況、希望に配慮し、サービス提供の開始前から終了後までの利用するサービスの継続性について、サービス提供をする職員と協議のうえ、サービスの目標等、具体的なサービス内容を明示しなければならない。
- (3) 介護支援専門員は、既に介護予防サービス計画が作成されている時には、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、作成した介護予防短期入所生活介護計画書については、利用者又は家族に対し、その内容について十分に説明のうえ、同意を得るものとする。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の状態の変更や居宅サービス計画の変更、サービスの実施状況を把握し、必要に応じて介護予防短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。

(介護予防サービスの提供)

第7条 事業所は、介護予防サービスの提供にあたり、利用者又はその家族に対して、提供方法等について、理解し易いように説明を行うものとする。

また、介護予防サービスの提供にあたっては、個々の利用者の状態や特性を踏まえた目標を明確にし、利用者の意向に基づいて、専門職等の支援も得ながら、利用者が生活機能の維持・向上に対して、積極的な意欲を自ら得られるように心身の機能的な向上のみならず、精神的な面にも配慮した支援を行うものとする。

(入浴)

第8条 事業所は、1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。

ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないものとする。

(排泄)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

また、オムツを使用しなければならない利用者のオムツ交換は、適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第10条 事業所は、離床・着替え・整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条 事業所の食事提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2、食事の時間は、概ね下記のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分
- (2) 昼食 午後0時

(3) 夕 食 午後6時

(相談・援助)

第12条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2、利用者が、日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき所定の手続きにより代わって行うものとする。

(教養娯楽)

第13条 事業所は、利用者に対し、教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

(機能訓練)

第14条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持を図る為の機能訓練を行うものとする。

(健康保持)

第15条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常生活における健康保持のための適切な措置を行うと共に、必要に応じて記録を整備し、それを保存するものとする。

(利用料)

第16条 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額に、居住費、食費及び別に定める日常生活費等に要する費用を加算した合計額とする。

2、利用者が、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や、生活保護等を受給する場合、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

3、事業所の利用料は、暦月によって、利用料の当月分の合計額を翌月の25日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、その利用日数で計算し、退所する時に支払うものとする。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第17条 利用者は、健康と生活安定のため管理者が定めた日課を尊重し、共同生活としての秩序を保ちながら、他の利用者との相互の親睦に努めるものとする。

(外出)

第18条 利用者又は家族は、外出又は外泊する場合には、所定の届出用紙に、その都度日時、期間、用件、行き先等をあらかじめ記載し、管理者に届け出るものとする。

(面会)

第19条 利用者に対して、家族や一般外来者が面会する場合には、受付にて施設の所定用紙に必要事項を記載のうえ、管理者に届け出るものとする。

(衛生保持)

第20条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛け、事業所に協力するものとする。

(事業所内の禁止行為)

第21条 利用者は、施設内で下記の行為をしてはならないものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人の迷惑を掛けること。
- (2) 政治活動、宗教活動、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 事業所の指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

(送迎)

第 22 条 事業所は、利用者又はその家族（身元引受人）が希望した場合には、送迎を行うものとする。
ただし、通常の送迎の実施区域は、「一関市（旧一関市、旧花泉町に限る）、平泉町」とする。

第 6 章 緊急時、非常災害等の対応

(緊急時の対応)

第 23 条 事業者は、利用者に急激な病状の変化や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医（嘱託医）又は協力医療機関へ連絡を行うと共に、その家族及び各関係機関に連絡する等の迅速かつ適切な緊急対応を行うものとする。

(災害、非常時への対応)

第 24 条 事業者は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2、事業者は、消防法令に基づき、非常災害等に対する具体的な消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火・通報及び避難訓練を実施し、そのうち年 2 回以上の避難訓練を実施するものとする。

3、施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定するものとする。

事業継続計画は以下の 2 つの事態に対応するものとする。

(1) 非常災害時

(2) 感染症蔓延時

4、上記について、定期的な訓練・研修、及び事業継続計画の見直しと変更を行うものとする。

(事故発生時の対応及び防止等)

第 25 条 事業者は、利用者への施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じると共に、速やかにその家族及び各関係機関や市町村に連絡を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

2、事業者は、もしも事故が発生した場合には、その発生状況及び処置対応を記録するものとする。

3、事業者は、その事故原因の検証と確認、事故内容の報告、事故対応とその方法、今後の事故防止対策等について協議するため、「事故防止対策委員会」を必要に応じて開催し、迅速かつ適切な事故対応及び防止等に努めるものとする。

4、事業者は、事故防止対応マニュアルの策定や見直し、機械設備関係等も含めた総合的な安全確認点検を速やかに実施すると共に、事故防止に向けて業務の見直しや改善策などの検討を行うものとする。

5、職員は、事業所内での各種会議等を通じて、事故に係わる情報提供や情報の共有化を積極的に図ると共に、職員の危機管理意識の高揚と事故防止対策の強化に努めるものとする。

第 7 章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第 26 条 本事業の利用者は、介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護サービスの利用資格があり、当事業所の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担が出来る者とする。

(利用説明及び同意・契約)

第 27 条 事業所は、短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、あらかじめ利用申込者及び身元引受人に対して、短期入所専用室、又は施設入所者の一時的な入院等による空床を利用しての介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行うものである旨、わかり易く説明するものとする。

また、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項等を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得たうえで利用契約書を締結するものとする。

(利用中止又は退所)

第 28 条 事業所は、利用者への短期入所生活介護サービスの中止又は退所については、下記のとおりとする。

(1) 利用契約期間が満了した場合

(2) 利用者が退所を申し出た場合

(3) 利用者が死亡した場合

(4) 利用者が入院加療や継続的な治療が必要となり、当事業所での介護予防サービスの提供が困難

- な状況になった場合
- (5)利用者が正当な理由なしに介護予防サービスの提供に従わない場合
 - (6)利用者の虚偽、その他不正な行為により保険給付を受けようとした場合
 - (7)事業所内で禁止された行為を繰り返し行い、他の利用者及び事業運営に際し、多大なる損害を与えた場合

(苦情処理)

第 29 条 管理者は、利用者又は身元引受人、その他からの本事業に関わる苦情等に対しては、迅速かつ適切に対応するため苦情申出窓口を設置すると共に、速やかに事実関係を調査のうえ、誠意をもって話し合いや解決に努めるものとする。その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について、利用者又は身元引受人、第三者委員、その他関係機関（者）等に報告するものとする。

(秘密保持)

第 30 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(損害賠償責任)

第 31 条 事業所は、契約に基づく施設サービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。
ただし、事業所は、自乙の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負わないものとする。
2、事業所は、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれている心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとする。

(身体拘束)

第 32 条 事業所は、利用者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や利用者の行動を制限するような行為は、行わないものとする。
ただし、本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず行う場合には、「身体拘束廃止推進委員会」を中心に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人や家族への説明同意を得て行うものとする。
なお、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録等の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。

(感染症対策)

第 33 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 感染症又は食中毒等の予防及びまん延の防止対策として、外部検査機関による病原菌などの各種検査の実施により、衛生面での安全確認とその徹底に努めると共に、必要な措置を講じるものとする。
(2) 感染症又は食中毒等の予防及びまん延の防止のため、「感染症予防対策委員会」を設置し、マニュアルの策定やその見直し、外部研修会などへの積極的な参加により専門的な知識の習得や情報収集等に努めると共に、事業所内での各種会議を通じて、職員への危機管理意識の高揚と周知徹底を図るものとする。

(虐待防止)

第 34 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
(2) 虐待防止のための指針の整備。
(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施をするものとする。
(4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をするものとする

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 35 条 この規程の施行上必要な細目については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月10日から施行する。

ただし、第16条第1項の利用料については、平成27年8月1日から適用する

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。